

日本玩具協会会員各位

STマーク使用許諾契約企業 各位

1. 消費者庁から、平成23年8月10日付で当協会会長宛に「鉛を含有する子ども用金属製アクセサリーについて」周知依頼（要請）がありました。（PDF参照）
2. 消費者庁からの要請は、次のとおりです。（本要請の背景・経緯は、下記を参照）
なお、昨年3月26日に本件と同旨の要請がありました。
その後、各事業者の取組状況のフォローアップのため、消費者庁において市場での調査を行い、その結果、一部製品から一定量（食衛法の基準）を超える鉛の溶出があったことから、本件要請がなされたものです。

（要請）

鉛を含有する子ども用金属製アクセサリーの誤飲などにより、子どもの健康被害を防止する対策を一層強化していく必要があると考えており、次の事項を一層推進するようお願いする。

- (1) 子ども用金属製アクセサリーの「製品中における鉛の含有状況の把握」及び「鉛含有の低減策の推進」に一層努めること。
- (2) 鉛を含有する製品については、製品パッケージへの記載や店頭での掲示などのより、消費者の目に付きやすいところに、「鉛を含有する旨」（の表示）や「子供の誤飲防止に係る注意表示」を行うこと。（下記（注1）（注2）を参照下さい。）
- (3) カドミウムについても、鉛の代替として使用される懸念があることから、鉛と同様の対応を行うこと。

（注1）「子ども用金属製アクセサリー」は、装飾品として一般に玩具には該当しませんが、中には遊びの要素があることから玩具にも該当するものもあります。

ST制度では、子ども用金属製アクセサリーについて、こうした「玩具に該当する」場合にはSTマークの使用を認めています。なお、その場合にSTでは、3歳未満対象の商品については「小部品」（子どもの誤飲の可能性のあるサイズ）であってはならず、3歳以上対象の商品については、「小部品」に該当する場合には、金属製アクセサリーの「鉛の溶出基準」に適合していること、及び「小部品の注意表示」（ST注意表示ガイドライン）が求められています。

また、食品衛生法玩具規制において、乳幼児向けの「金属製アクセサリーがん具」（子供が飲み込む恐れのあるサイズのもの）について、「鉛の溶出基準」（ST基準と同じ数値）が設定されています。

（注2）STマーク付の商品は、概ね本件要請を満たしているものが多いと考えられますが、それ以外の「子ども用金属製アクセサリー」については、本件要請を踏まえて対応することが求められます。

[本件要請の背景・経緯]

1. 昨年1月に米国で中国製の子ども用金属製アクセサリーからカドミウムが検出され、製品の回収が行われたことを受け、消費者庁と国民生活センターが中国や韓国製等の子ども用金属製アクセサリーについてカドミウム及び鉛の溶出量に関する調査を行った。調査結果は、カドミウムについては国際基準（ISO 基準）を超えるものはなかったが、一部の製品（9点）から食品衛生法の基準値を超える鉛が検出された。

(<http://www.caa.go.jp/adjustments/index.html>)

この9点はいずれも食品衛生法の規制対象である「金属製のアクセサリーがん具」には該当しないため法令違反ではないが、誤飲による子どもの健康被害の防止対策の更なる推進を図るために、(前回の)要請がなされた。

2. その後の各事業者の取組状況をフォローアップするため、消費者庁等において、昨年と同様の市場での調査がなされ、再び、一部の製品から食品衛生法の基準値を超える鉛が検出されている。(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110810_1.html)
これを受けて、消費者庁から今回の要請がなされたものである。

本件の問合せ先

日玩協 事務局 (山口 中田 小林)

(電話：03-3829-2513)

【参考 関連要請】

1. 平成18年3月8日付け薬食化第0308001号「金属製アクセサリー等に含有する鉛について」
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/tp0308-1.html>)
2. ST 契約企業向けサイト 2010年過去のお知らせ〈2010/03/30 お知らせ〉
「消費者庁からの「子ども用金属アクセサリー」の取扱に関するお願い（要請）」
(http://www.toys.or.jp/st/st_kako_osirase.html)